

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 平成31年4月23日(火)午後7時00分～午後8時45分

場所 小田原市役所 7階 大会議室

2 出席者氏名

- 1 番委員 栢 沼 行 雄 (教育長)
- 2 番委員 和 田 重 宏 (教育長職務代理者)
- 3 番委員 萩 原 美由紀
- 4 番委員 吉 田 眞 理
- 5 番委員 森 本 浩 司

3 説明員等氏名

教育部長	内 田 里 美
文化部長	安 藤 圭 太
教育部副部長	友 部 誠 人
文化部副部長	遠 藤 佳 子
文化部副部長	石 川 幸 彦
文化部管理監	大 島 慎 一
教育総務課長	飯 田 義 一
学校安全課長	鈴 木 一 彰
教育指導課長	石 井 美佐子
生涯学習課長	樋 口 肇
文化財課長	高 橋 万 明
図書館長	古 矢 智 子
教育指導課指導・相談担当課長	大須賀 剛
教育指導課指導主事	楠 喜 久 子
教育指導課指導主事	山 本 礼 子
教育指導課副課長	濱 野 光 利
教育指導課副課長	齋 藤 吉 弘
文化財課副課長	田 村 直 美
教育指導課主査	林 真 由 美

(事務局)

教育総務課副課長	府 川 雅 彦
教育総務課主任	小 林 綾 野

4 報告事項

(1) 市議会3月定例会・予算特別委員会の概要について

5 議事日程

- 日程第1 議案第20号 小田原市文化財保護委員会委員の委嘱について (文化財課)
- 日程第2 議案第21号 小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて (生涯学習課)
- 日程第3 議案第22号 小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて (生涯学習課)
- 日程第4 報告第3号 事務の臨時代理の報告(小田原市立小田原駅東口図書館及びおだ
び子育て支援センター指定候補者選定委員会規則)について (図書館)
- 日程第5 議案第23号 小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する
規則について (教育指導課)
- 日程第6 議案第24号 平成32年度使用教科用図書の採択方針について (教育指導課)
- 6 報告事項
(2)「学期制検討に関する懇談会」のまとめについて (教育指導課)
- 7 その他
平成30年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について (教育総務課)
平成30年度下半期寄附採納状況について(資料配布のみ) (教育総務課)
教育委員会職員の公務災害の状況について(資料配布のみ) (教育総務課)
- 8 報告事項
(3)不登校重大事態発生に伴う諮問について【非公開】 (教育総務課)
- 9 議事等の概要
(1)教育長開会宣言
栢沼教育長…本日の出席者は5人で定足数に達しております。
(2)3月定例会会議録の承認
(3)会議録署名委員の決定…吉田委員、森本委員に決定
- 栢沼教育長…報告事項(3)として「不登校重大事態発生に伴う諮問について」を追加いた
しましたので、御了承願います。
それでは、議事に入る前に、会議の非公開について、お諮りいたします。
報告事項(3)「不登校重大事態発生に伴う諮問について」は、現在調整中の
案件でありますので、その性質上、これを非公開といたしたいと存じます。報
告事項(3)を非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。
- (全員挙手)
- 栢沼教育長…全員賛成により、報告事項(3)につきましては、非公開といたします。
- (4)報告事項(1)市議会3月定例会・予算特別委員会の概要について (教育部・文化部)

理事・教育部長…それでは、私から、報告事項（１）「市議会３月定例会・予算特別委員会の概要について」報告をさせていただきます。

資料１を御覧ください。

１ページは、日程でございます。

３月定例会の会期は、２月１９日から３月２５日まででございます。

２月２２日が厚生文教常任委員会、２月２８日から３月４日までが代表質問、３月５日から２２日までが、予算特別委員会による平成３１年度予算の審査で、このうち、３月１３日が教育費の審査でございます。

２ページは、厚生文教常任委員会の概要でございます。

１ 議題につきましては、教育部関連といたしましては、２件審査がございました。議案第２号「平成３０年度小田原市一般会計補正予算（所管事項）」につきましては、１月の教育委員会定例会で御説明申し上げました、空調設備設置事業に係る国庫補助金が交付決定したことに伴う財源の組替、教室等の望ましい温度の基準が見直されたことに伴い、使用量の増加が見込まれる小学校の暖房用の燃料費の増額、仕様変更に伴うフェンス新設事業費の次年度への繰越及び、平成３１年１０月からの消費税率の引上げに伴い、債務負担行為を設定している教育ネットワークの限度額を補正するもので、常任委員会での審議後、委員全員の賛成で「可決すべきもの」との決定を受け、２月２８日の本会議において可決されました。

また、陳情第１５３号「放課後児童クラブの待機児童解消の陳情書」について、委員会で審議されました。この陳情につきましては、「賛成少数」で「不採択とすべきもの」とされ、２８日の本会議でも不採択となりました。

２ 所管事務調査につきましては、教育部関連では、小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方について、学期制検討の経過について、及び小田原市小学校体育大会の廃止について、また、文化部関連では、（仮称）小田原駅東口図書館の整備について報告いたしました。

続きまして、３ページを御覧ください。

代表質問では、２番 鈴木 敦子議員ほか５名から教育部関連の質問がございました。

４ページを御覧ください。

はじめに、鈴木 敦子議員からは「空調設備の特別教室への必要性について」などの質問があり、「空調設備については、これまで、パソコン教室や、音楽室等の特別教室へ計画的に整備を進めてきており、今後も引き続き国庫補助金を始め、財源の確保に努め進めてまいりたい。」旨、答弁いたしました。

次に、神永議員からは「体力・運動能力向上の取組について」などの質問があり、「著名なアスリートによるスポーツ体験教室や講演会を実施したり、小学校へ、休み時間の体力づくりや新体力テスト測定時の補助及び助言を行うために指導員を派遣してきており、こうした取組から、今年度の全国体力・運動能

力、運動習慣等調査では、小学5年生において体力合計点が県平均・全国平均を上回り、中学2年生も県平均を上回る結果となった。」旨、答弁いたしました。

5ページを御覧ください。

次に、田中議員からは「不登校への対応について」などの質問があり、「これまでの成果としては、学校において、繰り返しの家庭訪問や電話連絡を行うほか、多くの教員が関わるなどのきめ細かな支援をより早い段階で行うことで、不登校の長期化を防いでいることが挙げられる。」旨、答弁いたしました。

次に、今村議員からは「子供たちへの国際交流と国際教育の充実について」質問があり、「これまで、エリトリアのマラソン選手やオーストラリアのラグビー選手が小学校を訪れ、児童との交流を行っており、今後も、子供たちが本市を訪れる多くの海外の人々と交流する中で、多様な価値を認め、国際理解につながるよう努めていきたい。」旨、答弁いたしました。

6ページを御覧ください。

次に、井原議員からは「大津市のいじめ問題をどのように受け止め、教訓としたのか」などの質問があり、「「小田原市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめは決して許されないこと、どの学校でもどの子どもにも起こりうるものであることを十分認識し、教職員が情報を共有するとともに、組織として対応するなど、今後もいじめの未然防止や早期発見、適切な対応の徹底をしてまいります。」旨、答弁いたしました。

次に、鈴木和宏議員から「学期制の検討の現状について」などの質問があり、「「学期制検討に関する懇談会」を設置し、教職員、保護者等を対象とした実態調査や意見交換を行っており、今後は、実態調査の結果や懇談会での意見等も参考にしながら、教育委員会で協議し、議決する予定である。」旨、答弁いたしました。

続きまして、資料の8ページを御覧ください。予算特別委員会につきまして御報告いたします。

教育部関係としては、安藤委員ほか2名から質問がございました。

9ページを御覧ください。

安藤委員からは、「超過勤務が月80時間を超える教職員への対応について」などの質問があり、「超過勤務が月80時間を超えることが常態化している職員がいる学校に対しては、職員の健康管理への意識を高めるよう指導をするとともに、該当職員に産業医への面接を勧めるようにしている。」旨、答弁いたしました。

木村委員からは「学校運営協議会の充実について」などの質問があり、「文部科学省主催の研修会に参加し、先進校の取組内容等を知ることにより、各校の協議会の運営に活かしたり、平成31年度には全学校運営協議会の代表者が集

う「学校運営協議会の推進に関する連絡協議会」を開催する予定である。」旨、答弁をいたしました。

10 ページを御覧ください。

鈴木紀雄委員からは「学校施設修繕などに係る保護者や地域の方々の関わり方について」などの質問があり、「廊下やトイレの壁の塗装、ベンチや棚の製作、清掃や樹木の剪定等の作業について、保護者団体等から学校に自主的な申し出があった場合に実施していただいております、資材については、保護者団体等に負担していただいていたが、今後は、自主的な修繕活動に係る資材等支給の申し出があった際に、必要な資材等については提供させていただくことになる。」旨、答弁いたしました。

以上で、教育部に係る「市議会 3 月定例会・予算特別委員会の概要について」の報告を終わらせていただきます。

文化部長…引き続きまして、私から文化部所管の概要について御説明申し上げます。

資料の 7 ページをお開きください。

文化部関連の代表質問といたしまして、鈴木敦子議員、今村議員から質問がございました。

はじめに、鈴木敦子議員から「史跡小田原城跡保存活用計画と、御用米曲輪修景整備について」質問がありました。現在策定中の史跡小田原城跡保存活用計画が、これまでの整備基本構想や保存管理計画と合わせ、どのように改定され策定されていくのか、また、御用米曲輪の修景整備の中で、戦国時代と江戸時代の遺跡の重なりを分かりやすく表現するための整備方法などを問う質問でした。

答弁概要といたしましては、これまでの「本丸・二の丸整備基本構想」と「八幡山古郭・総構保存管理計画」は、小田原城跡のそれぞれのエリアを対象とした別々のものとなっており、また策定してから相当の年数が経過しているため、文化庁等の指導をいただきながら、双方を見直したうえで統合し、史跡小田原城跡全体を対象とした計画の策定を進めている旨、答弁いたしました。

御用米曲輪の修景整備及び整備方法につきましては、北東側を江戸時代、南西側を北条時代として、エリアを分けて整備の方法を検討している旨、答弁いたしました。

引き続き、「新たな図書館体制と小田原駅東口図書館の開館に向けた準備」について質問がありました。管理運営体制を中央図書館は直営、小田原駅東口図書館は指定管理者とする理由、二つの図書館の連携方法、指定管理者の募集の仕様書の内容の精査と選定委員会のメンバー、開館に向けた準備と進捗状況と課題について質問がありました。今後は、書架の配置や内装・什器類の選定など、多岐に渡る調整事項がありますが、費用対効果も勘案しつつ、着実に推進していきたい旨、答弁いたしました。

次に、今村議員からは、「北条幻庵史跡」に関して、要望書への対応と調査状況についての質問がありました。現段階で市指定文化財にするのは難しいが、大切な文化財として広く周知に努めていること、引き続き、機会をとらえ資料収集に努めていく旨、答弁をいたしました。

続きまして、予算特別委員会総括質疑の概要について御説明申し上げます。

資料の 11 ページをお開きください。

鈴木美伸委員から史跡石垣山の井戸曲輪をどのように保存・整備するのか、また、平成 31 年度に行う実施設計の内容について質問がありました。

史跡石垣山については、史跡としての本質的な価値を明確にし、適切に保存・管理していくため、将来的には保存活用計画を策定する予定であり、この中で、井戸曲輪についても整備などの方向性を検討していくことなど、資料のとおり答弁いたしました。

以上で、文化部所管の市議会 3 月定例会、予算特別委員会の概要についての報告を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

(5) 日程第 1 議案第 20 号 小田原市文化財保護委員会委員の委嘱について

(文化財課)

文化財課長…「文化財保護委員会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

議案書をおめくりいただき、「小田原市文化財保護委員会委員名簿(案)」を御覧ください。

はじめに、資料にございます任期は、「平成」で表記しておりますが、改元後は、新元号の「令和」に置き換えていただきますようお願いいたします。

本市の文化財保護委員会委員につきましては、同委員会規則により任期は 2 年と定められておりまして、来月、5 月 31 日をもちまして任期が満了いたしますことから、次期委員の委嘱について御審議いただくものでございます。

委嘱にあたりまして、同規則により文化財に関する学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱することとなっております。

名簿案にございます各氏におかれましては、これまで本市の文化財保護行政に深く関わっていただいております、本委員会委員としても実績のある方ばかりでございます。

つきましては、これまでも専門的な立場から御指導や御助言をいただきありがとうございました現委員 10 名を再任し、引き続きお願いしたいと考え、委嘱いたしたく提案するものでございます。

説明は以上でございます。

(質疑)

萩原委員…委員の定員は何人でしょうか。

文化財課副課長…委員は10人以内となっております。

萩原委員…全員再任ということで、新任候補はいなかったということですね。

吉田委員…大学教授という表記で、大学名を載せないというのは、何か決まりがあるのでしょうか。

文化財課長…特に決まりはございません。

吉田委員…本日、議題となっている社会教育委員の場合は、詳しく所属が書いてあるもので、違いについて考え方があったのか伺いました。

文化部管理監…文化財については、どちらの先生かというより、どの専門家であるかということが分野的に重要になります。社会教育委員については、社会のどの分野の方に委員になっていただくかということで、所属が重要になってきますので、表記が統一されていれば良かったかと思いますが、そちらのほうに注力しているため、差が出ていると認識しております。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

栢沼教育長…以上で、文化財課が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(文化財課職員 退席)

(6) 日程第2 議案第21号 小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて
(生涯学習課)

生涯学習課長…それでは私から、議案第21号「小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて」御説明申し上げます。議案書をおめくりいただき、資料を御覧ください。なお、資料にございます任期は、「平成」の年月日で表記しておりますが、改元後は新元号に置き換えていただきますようお願いいたします。

小田原市郷土文化館協議会委員は、小田原市郷土文化館協議会規則第3条第1項の規定により、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者の中から選出することとなっております。

現在、郷土文化館協議会委員は、平成29年9月1日から平成31年8月31日までの2年間の任期で、継続中ですが、このたび、小田原市校長会の代表として委嘱しておりました、末藤晃英氏と奥村真佐美氏が、平成31年3月31日をもって委員を退かれることとなりました。

その後任として、小田原市校長会から片浦小学校長の星寄文克氏と泉中学校長の伊東宏幸氏を御推薦いただきましたが、郷土文化館協議会委員として適任と思われるので、委嘱いたしたく提案するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(7) 日程第3 議案第22号 小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて

(生涯学習課)

生涯学習課長…それでは、議案第22号「小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて」を御説明申し上げます。

議案書をおめくりいただき、資料を御覧ください。

先ほどと同じく、資料にございます任期は、「平成」の年月日で表記していますが、改元後は新元号に置き換えていただきますようお願いいたします。

小田原市社会教育委員につきましては、小田原市社会教育委員条例第2条の規定によりまして、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から選出することとなっております。

現在、小田原市社会教育委員は、平成30年8月1日から平成32年7月31日までの2年の任期で、継続中ですが、このたび、学校教育の関係者として委嘱しておりました、桜井小学校長の星寄文克氏と家庭教育の向上に資する活動を行う者として委嘱しておりました、小田原児童相談所長の佐久間てる美氏が平成31年3月31日をもって委員を退かれることとなりました。

その後任として、小田原市校長会から酒匂小学校長の倉澤良一氏を、小田原児童相談所から所長の高須正幸氏を御推薦いただきましたが、小田原市社会教育委員として適任と思われるので、委嘱いたしたく提案するものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

栢沼教育長…以上で、生涯学習課が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(生涯学習課職員 退席)

- (7) 日程第4 報告第3号 事務の臨時代理の報告(小田原市立小田原駅東口図書館及びおだぴよ子育て支援センター指定候補者選定委員会規則)について (図書館)

図書館長…それでは、私から、御説明申し上げます。

本案は「小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」の規定により、教育長が事務を臨時に代理いたしましたので同規則に基づいて報告させていただきます。議案書をおめくりいただき、資料を御覧ください。

「小田原市立小田原駅東口図書館及びおだぴよ子育て支援センター指定候補者選定委員会規則」は、小田原市附属機関設置条例の規定に基づき、教育委員会の附属機関として設置された、小田原市立小田原駅東口図書館及びおだぴよ子育て支援センター指定候補者選定委員会の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

附属機関設置条例におきましては、本委員会の所掌事務は、小田原市立小田原駅東口図書館及びおだぴよ子育て支援センターの指定管理者の候補者の選定等に関する事項につき、市長及び教育委員会の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとし、委員の数は10人以内としております。

このたびの規則では、その委員の内容を、指定管理者の候補者の選定等に関する事項に関して専門的な知識を有する者、文化部の職員、子ども青少年部の職員、このほか、教育委員会が必要と認める者をもって充てるものいたしました。

そのほか、委員長、副委員長に関すること、会議に関すること、関係者の出席に関すること、秘密の保持に関することの規定及び図書館が当該委員会の事務を処理することなどを定めております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

(質疑・意見等なし)

栢沼教育長…以上で、文化部が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(文化部 退席)

- (8) 日程第5 議案第23号 小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について (教育指導課)

教育指導課長…それでは私から御説明申し上げます。議案書をおめくりいただき、資料裏面の議案説明資料を御覧ください。改正理由のとおり、新たに8小学校に学校運営

協議会を設置するための改正となります。8校は、足柄小学校、芦子小学校、大窪小学校、富水小学校、下府中小学校、桜井小学校、千代小学校、下曾我小学校でございます。なお、小田原市学校運営協議会の設置に際しては、小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則第3条「教育委員会は協議会を設置しようとするときは、あらかじめ、当該協議会を設置しようとする学校の校長の意見を聴くものとする。」に則り、昨年度から、新規8校との調整を進め、2枚おめくりいただき、参考として添付しているとおりの、この8校から、設置依頼がございました。依頼書の内容ですが、8校からそれぞれ、「学校運営協議会設置のねらい」と、「保護者、地域住民等が学校運営や学校教育活動に参画し、支援する仕組み」について記されております。それでは、8小学校に学校運営協議会を新たに設置することにつきまして、御審議のほど、よろしく願いいたします。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(9) 日程第6 議案第24号 平成32年度使用教科用図書の採択方針について

(教育指導課)

教育指導課長…議案の説明の前に、まず、資料の確認をさせていただきます。ホッチキス止めの議案書、参考として採択のスケジュール、小田原市教科用図書採択検討部会設置要綱、教科用図書採択検討部会名簿、ホッチキス止め1枚目が、図1義務教育諸学校教科書の採択の仕組み、2枚目が令和2年度使用教科用図書採択までの流れ、3枚目以降が主な根拠法令です。最後に、ホッチキス止め資料が、国からの通知「2020年度(新元号2年度)使用教科書の採択事務処理について」をお配りしております。

それでは、議案書にお戻りください。議案書をおめくりいただき、平成32年度教科用図書の採択方針について御説明申し上げます。

はじめに、資料は「平成」で表記しておりますが、改元後は、新元号に置き換えていただきますようお願いいたします。

「1 平成32年度使用教科書採択について」4点あります。

1点目は、小学校用教科書、中学校用教科書は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、文部科学省の検定を経た「教科書目録(2020年度(新元号2年度))」に登載されているものとしています。

2点目は、小田原市教科用図書採択検討部会についてです。検討部会は、別紙資料の設置要綱第2条に基づき、教育委員会が行う教科用図書の採択に関し、必要な事項を調査研究することを目的として設置するものですが、この部会に

においては、種目ごとの種類を絞り込むことなく、調査研究の結果を報告することとしています。

3点目は、まず、「2020年度（新元号2年度）使用教科書の採択事務処理について（通知）7ページ「検定・採択の周期について」を御覧ください。平成31年度は、平成32年度使用小学校教科用図書の全教科の採択年度となります。平成32年度使用小学校用教科書については、「小学校用教科書目録（2020年度（新元号2年度）」に登載されている教科書の中から採択検討部会で行う、調査研究の内容を踏まえて採択することとします。平成32年度使用中学校用教科書についてですが、平成30年度検定において、新たな図書の申請が無かったため、「特別の教科道徳」を除き、平成27年度採択における調査研究の内容や4年間の使用実績を踏まえて使用することとします。

4点目は、採択の公正確保、開かれた採択の実施、静謐な採択環境の確保について示しています。

「2 教科用図書採択基準」については3点あります。

1点目、各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、神奈川県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択すること。

2点目、採択権限を有する者の責任において、公明・適正を期し、採択すること。

3点目、学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択すること。
でございます。

続いて資料の説明をいたします。参考 採択のスケジュールを御覧ください。

第1回の採択検討部会が5月20日に開催され、7月下旬から8月上旬の教育委員会及び臨時会での協議を経て、採択いただきます。

次に採択の流れについて説明いたします。図2を御覧ください。

先ほど説明しました、教科用図書採択方針及び小田原市教科用図書採択検討部会設置要項により、教育委員会が検討部会を設置し、教科書一つ一つに対する調査研究を、専門的な知識を持った小学校の教員である、調査員に依頼します。調査員による調査研究の結果が、教育委員会の皆様の採択時の参考の一つとなります。

あわせて、教育委員の皆様には、今後、教科書全種目について御自身で調査研究していただくこととなります。最終的には教育委員の皆様御自身による調査研究と、先ほど申しました、検討部会による調査研究の資料、そして、神奈川県教育委員会から今後送られてきます、小学校教科用図書選定にかかる調査研究資料を基に、平成32年度以降の小学校で使用する教科書を採択するという手順で進められます。なお、採択事務は小田原市単独となりますが、調査会のみ足柄下地区採択協議会と合同となります。また、6月19日から7月3日まで、教科書展示会が小田原合同庁舎において開催される予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(質疑)

栢沼教育長…採択のスケジュールについてですが、各委員が出席する会議等は、下に示されている三つの会議でしょうか。7月下旬、7月23日、8月の上旬で良いでしょうか。

教育指導課長…教育委員の皆様には、その三つの会議と、第2回小田原市教科用図書採択検討部会にも参加が可能となっておりますので、時間が合えば、検討部会にも御参加いただきたいと思います。

栢沼教育長…7月11日の第2回検討部会ですね。7月下旬と8月上旬の会議については、今後、日程を調整させていただくということで、よろしく願いいたします。

森本委員…今回の教科書採択にあたっては、何教科になるのでしょうか。

教育指導課長…小学校においては11教科となります。その中で、書写や地図等が入りますので、種目はさらに細分化されることとなります。

吉田委員…調査研究の報告書をなるべく早くいただきたいと思います。大変参考になりますので、よろしく願いいたします。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(10) 日程第7 報告第4号 事務の臨時代理の報告(社会教育主事の任命)について
(教育総務課)

教育総務課長…それでは御説明させていただきます。

議案書をおめくりいただき、資料を御覧ください。

生涯学習課生涯学習係長石井淳子につきましては、生涯学習課生涯学習係長の期間が1年以上となり、社会教育法第9条の4第3号に該当し、社会教育主事となる資格を有することになりましたので、平成31年4月1日付けで社会教育主事に任命したものでございます。

なお、人事異動の内示が3月22日であり、4月1日の発令までに教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、教育長が臨時に事務を代理しましたので、御報告するものです。

以上でございます。

(質疑・意見等なし)

(11) 報告事項 (2) 「学期制検討に関する懇談会」のまとめについて (教育指導課
指導・相談担当課長…まず資料ですが、資料 2 として「まとめ」の本体、そして、別添 1 から 6 があ
ります。まずは、その別添 6 までの資料について説明いたします。

それ以降の資料については、今後の学期制検討についてのスケジュール等にな
りますので、まとめ本体の報告をさせていただいた後、改めて説明いたしま
す。

それでは改めて、このたび、学期制を検討するにあたり、平成 30 年 2 月から
開催しておりました「学期制検討に関する懇談会」のまとめについて御報告い
たします。「懇談会での主な意見」を中心に、まとめの本体、そして別添資料
についてもあわせて御報告いたします。

はじめに、資料 2 の本体ですが、表紙をおめくりいただいた 1 ページ中ほどを
御覧ください。

項目 2 「学期制検討に関する懇談会」設置までの主な経緯ですが、平成 24 年
2 月に「学校 2 学期制を継続することを教育委員会定例会で議決」、平成 29 年
3 月に「小田原市立学校に 3 学期制への回帰を求める陳情」の採択、平成 30
年 2 月から「学期制検討に関する懇談会」を設置してまいりました。

続いて、項目 3 の (1) 「構成員」につきましては、別添 2 の資料をあわせて
御覧ください。表面が平成 30 年 2 月の第 1 回次のもの、裏面が先月の第 6 回
次のものとなりますが、学識経験者、保護者代表、学校代表などから構成され
ています。

本体にもどりまして、4 ページの中ほど下を御覧ください。

項目 5 懇談会の主な意見です。

(1) は「平成 17 年度までの 3 学期制」と「現在の 2 学期制」として、
アは、そのうちの、平成 17 年度までの 3 学期制のメリット、イは、現在の 2
学期制のメリットを記しています。

また、5 ページのウについては、2 学期制導入後も変わっていないこととして
は、特に中学校における定期テストについて、「陳情には中学校における定期
テストのことが触れられていたが、定期テストは、3 学期制であっても、す
でに約 15 年前には年間 4 回で行っており、変わっていない。」ということを確認
いたしました。

エは、2 学期制導入直後から現在にかけて変わってきていることですが、特
に、中ほど「現在の通知表 (票) 事務作業」につきましては、次の中点にあり
ますように、「平成 23 年度通知表 (票) 記載ミス事故を受け、学校では、作
成から配付までの点検体制強化を図っている。通知表 (票) 作成の作業を以前
よりも時間をかけて行っている。」ということで、ミスの再発防止策として、
どの学校も、下の表のようなチェック体制で通知表 (票) を作成していること
を確認しております。

6 ページを御覧ください。カは、平成 17 年度までの 3 学期制と現在の 2 学期制の比較です。主なものとして、中点四つ目・五つ目・六つ目を読ませてください。

「2 学期制でも 3 学期制でも、学期の区分についてはどちらでもよい。」

「教師によるよい授業が行われること、つまり、子供はじっくりと授業に臨むことで学ぶ力が育まれる。小学校では 2 学期制になったことで、6 月や 11 月に集中していた「通知表を出すためのテスト」をする代わりに、通常の授業ができるようになった。」

「3 学期制に近い 2 学期制もあれば、2 学期制に近い 3 学期制も存在するだろうから、一般的な「2 学期制のモデル」と「3 学期制のモデル」で比較することは難しい。」

このようなことを確認いたしました。

続いて、キの学識経験者の話を受けて共通理解したことにつきましては、

「法令では、公立学校における学期の始めや終わりといった区切りについては、学校の設置者である教育委員会が定めることとされている。」

「学期の始めと終わりには、一般的に始業式・終業式が行われているが、どのように行うかは、各学校の創意工夫に任されている。」

「法令により、学校においては指導要録の作成・保存が義務付けられているのに対し、通知表（票）には法的な根拠がなく、学校の任意により作成されている。なお、学期の終わりには、当該学期中の成績評価として、通知表（票）を作成し児童生徒や保護者に提示することが一般的である。」ということを共通理解しました。

続いて、(2) 2 学期制についての成果と課題のうち、アは平成 23 年～現在までの 2 学期制についての成果ですが、「児童生徒にとって」として、中点一つ目「児童生徒自身の生活を見ると、放課後や休日の過ごし方は多様化しているものの、学校週 5 日制や 2 学期制といった学校の仕組みに応じた生活が定着してきている。」

中点三つ目、次の 7 ページ上になりますが、

「中学校では、2 学期制導入当初は、特に 3 年生において、従来の 2 学期制の枠組みと評価・評定を伝える時期等に不都合が生じており、事務作業が煩雑化していたが、3 学期制の良さを取り入れ、評価・評定の時期や通知票の様式を変更すること等の対応を図ったことで、現在では、生徒と保護者にとってその流れが定着してきた。」ということです。

同じく 7 ページ、中ほど下、イの 2 学期制についての課題のうち、少々下の方となりますが、「長期休業前の成績や評価のあり方」について、中点二つ目以降を読ませてください。

「実態調査における「学期制のあり方」に関する質問のうち、特に、小学校の保護者について 3 学期制を望む理由の多くが、「夏休み前に成績表がもらえな

いのが不安」であったことから、児童や保護者に対して、長期休業前に何らかの形で成績や評価資料等の配付を検討する必要がある。その際には、現状の教師と子供の向き合う機会を維持できるように、評価資料等作成のための事務作業軽減を図る必要がある。」

「2学期制になってから、特に小学校では、通知表の配付に代わって、長期休業前に教育相談を行うようになり、学校と保護者が顔を合わせて児童生徒のことを話す機会が増えた。しかし、保護者の回答からは、長期休業前に評定である数値や通知表がないことに対して、不安・不満があることが分かった。つまり、教育相談だけではなく、見える形としての成績や評価を必要とされていることが分かった。」

「保護者としては、子供の自己評価や振り返りを見るのは面白いが、それだけでは不十分。教職員の負担があまりない程度で客観的なものがあると安心する。実際の事例として紹介のあった、業者テスト及び業者テストに添付されているソフトウェアを活用した資料を教育相談時に配付している取組は保護者にとって分かりやすくよい。」ということです。

続いて、同じく8ページ中ほどの(4)関連する課題です。

アの新学習指導要領完全実施への対応につきましては、あわせて、別添4を御覧ください。

別添4は「2020年度新学習指導要領の完全実施に向けたシミュレーションや対応」です。

項目1 新学習指導要領の方向性に向けた対応については、主に枠内にありますように、2020年度学習指導要領の完全実施では、小学校3年生から6年生で35時間の時数が増えます。

そこで、項目2 増加する35時間分へのシミュレーション例として、(1)から(8)までにまとめました。

現状、各校によって時間割等の状況は異なりますので、一律ではありませんが、(1) 余剰時間として、現在、天災等に備えて余剰で授業時数を確保している時間を削減していくことや、(4) 朝の時間を教科として計上していくこと、(7) 長期休業期間の短縮や期間変更についての検討、また、このことは、現在の管理運営規則においても、各校による対応が可能であること等について確認いたしました。

本体に戻りまして、9ページ中ほど、(6) 児童生徒にとってよりよい「新たな学期制」のあり方と計画です。アは、「2学期制を継続する場合」と「3学期制に戻す場合」を比較いたしました。

あわせて別添5を御覧ください。「2学期制を継続する場合」と「3学期制に戻す場合」の比較検討資料です。

まず、表の見方ですが、一番左側の列は、項目や視点について、そしてその右側の列は、「平成30年度」の様子や状況です。また、さらにその右側の列は、

今後、「2学期制を継続する場合」、「3学期制に戻す場合」には、現在の様子や状況はどのように変わるのか、もしくは変わらないのか、ということと比較しました。

主な項目ですが、(1) 通知表(票)や成績提示等に関するもののうち、1つ目の、「通知表(票)回数」について、平成30年度では、小学校が2回、中学校が2～4回となっています。

ただし、*1のように、中学校では、使用する様式等が各校で異なっており、「通知票(所見なし・所見あり)」「成績票(所見なし)」「連絡票」を組み合わせで配付しています。

「2学期制を継続する場合」には、回数の変化はありませんが、「3学期制に戻す場合」には、学識経験者の話を受けて共通理解したように、法的根拠はないものの、通知表を作成し、児童生徒や保護者に提示することが一般的であることから、小・中学校とも3回としています。

次に、「夏季休業前の成績等の提示と配付」ですが、今回の懇談会で多くの時間を費やしたところでもあります。

特に小学校において、現在(平成30年度)は、夏季休業前の成績等の提示と配付について、「なし」となっていますが、今後、「2学期制を継続する場合」にも、今回の実態調査・アンケート調査における保護者の方々の御意見をふまえ、「通知表検討会にて提示・配付する方向で様式を含めて検討」となっております。

なお、「3学期制に戻す場合」には、「あり」となりますが、*2にありますように、現在の校務システムの通知表(票)様式を見直し、例えば、所見・出欠席欄を削除する等により簡易的にすることを前提としています。

関連するところでは、5行下に「作業時間」がありますが、これは、通知表(票)の作成にかかる作業時間です。児童生徒一人あたり、1回の通知表作成に約3時間かかりますが、今後、「2学期制を継続する場合」「3学期制に戻す場合」のいずれであっても、より簡易的にしていく必要があるということを確認いたしました。

(2) 授業日数や時数に関することについては、中ほどになりますが、「夏季休業日数」と「冬季休業日数」について、平成30年度は、42日と14日のあわせて56日ありますが、「2学期制を継続する場合」、各校の実態によりますが、授業時数確保のため長期休業削減で約0～6時間を捻出する、「3学期制に戻す場合」には、授業時数と通知表作業確保のため長期休業削減で約12～18時間を捻出する、としました。

資料2にお戻りいただき、最後の10ページを御覧ください。この2学期制を継続する場合と3学期制に戻す場合の各想定スケジュールにつきましては、あわせて、別添6、「2学期制を継続する場合と3学期制に戻す場合の各スケジュール」の比較検討資料を御覧ください。

見方ですが、一番左側の列が年度、その右側が、「2学期制を継続する場合の想定スケジュール」、そのさらに右側が、「3学期制に戻す場合の想定スケジュール」です。

主な部分ですが、平成31年度、2019年度は、学習指導要領準備期間、2020年度、令和2年度は、小学校学習指導要領完全実施、2021年度、令和3年度は、中学校学習指導要領完全実施、であることから、「3学期制に戻す場合」には、2022年度、令和4年度の開始としています。

まとめ本体に戻りますが、イの midpoint 一つ目「学校現場では、学期制の制度変更に関する必要感はなく、現状、3学期制のよさを取り入れて日々の教育活動に当たっている。各想定スケジュールについても妥当であり、あえて3学期制に戻す必要はない」といった意見や、最後の midpoint につきましても、「学校では新学習指導要領実施に向けた移行や準備に加えて、学期が変わることになれば、その準備も必要となる。その移行期間の混乱期に、入学から卒業までの学校生活を過ごす中学生がいることになるので、保護者としても生徒に申し訳なく思う。」といった意見が多くありました。

長くなりましたが、以上となります。

この「まとめ」の資料一式につきましては、学期制を御検討いただく際の資料として、今後も継続しての御活用をお願い申し上げます。

一旦ここで区切らせていただきたいと思います。

栢沼教育長…一度ここで区切ることにします。

(質疑)

和田委員…全部読ませてもらい、自分の中でまとめるのも大変なくらい、様々な意見がありました。分かりやすくまとめ、整理していただきました。総論として、変える必要がないのではないか、あまり変わらないのではないか、また、変えた場合、現場の教師の負担が大きいのだと思います。細かいことは様々ありますが、全体として、そういう感じがします。どうして現在の制度を変えなくてはいけないのかという疑問というか、議会にその陳情が出された根拠をもう少ししっかり聞きたいと感じました。

萩原委員…まとめの中にあつたように、現在の2学期制の中で保護者が不安に思っている部分を改善できるのであれば、3学期制に戻す必要性があるのかと疑問に思いました。

吉田委員…同じ意見になりますが、先ほど資料2の10ページで示されているように、何かとても大きな不具合があるのであれば、考えなければいけないと思いますが、ちょうど、時期的にも大変な時期であり、先生方の負担を減らしていこうという流れの中で、業務量が増える変更というのはあり得ないと思ってしまい

ます。3学期制に戻すのが必要としたら、かなり大きなメリットがないと、現場の混乱を招き、お子さんにとっても良くないと感じています。

森本委員…最初に3学期制から2学期制に変えた際に、3学期制の問題点があつて変えたのだと思います。ここでまた3学期制への回帰というのは、先ほど和田委員からもありましたが、どうしてそういった陳情が出されたのか、もし保護者の考え方が主体ということであれば、その保護者の考え方を踏まえながら2学期制を維持するような改革の仕方をすれば良いのではないかと思います。

理事・教育部長…まず、学期制検討に関する懇談会のまとめを、本日の教育委員会定例会でお示しをさせていただきました。今後、教育委員からの様々な御意見を基に、5月、6月、7月にわたって協議していただきたいと思っております。教育委員会といたしましては、教職員の負担ということではなく、子供にとって、2学期と3学期のどちらがより良い学期制なのかという視点で考えていきたいと思っております。確かに、教職員の負担という点も、保護者、教職員、運営協議会の委員それぞれの方から今回アンケートをいただき、様々な意見がありますので、そういうものを踏まえ、子供にとって何が良いかという視点で議論していただきたいと思っております。

(その他質疑・意見等なし)

栢沼教育長…引き続き説明をお願いします。

指導・相談担当課長…残っていた資料になりますが、「今後の学期制検討について～教育委員会定例会における報告・協議、議決に向けて～」になります。これについては、今後の見通しとしてのスケジュールを確認させていただきます。まず、項目1は、本日の4月教育委員会定例会です。この後、ウとして示しているように、どういった資料や情報が今後の検討に必要なかということがありましたら、お伝えいただきたいと思っております。あわせて、(2)になりますが、今回配付した資料の確認です。先ほど説明した、資料2と、別添1から6までを資料2としております。次の「今後の学期制検討について」は現在説明しているものになります。次の資料が、平成28年11月14日の陳情第93号、そして、次の資料が、この陳情を受けて、厚生文教常任委員会等で意見交換された記録、最後の資料が、アンケート調査の文書となります。

項目2が、今後の予定です。まず、(1)として、教育委員会定例会における協議のうち、アは、市PTA連絡協議会の代表と校長会代表等との懇談の場を予定しております。先ほど、学期制検討に関する懇談会の構成員について説明しましたが、実際に5月定例会等の場に参加いただき、教育委員の皆様と意見交換の場を設けさせていただきたいと考えております。そして、イについては、教育委員の皆様からの御依頼等について、事務局からの報告や、それにつ

いての協議をさせていただきます。先だって、昨年度、委員の皆様から、資料の枠内になりますが、陳情について3学期制へ回帰すべき理由として記載されたものと、その理由に対して、つまり、陳情に対してもう少し精査していったほうが良いのではないかという御意見をいただきましたので、次回の5月の定例会では、実線の枠内に書いてあることについての事務局としての検証や考え方について報告、それを基に協議ということを考えております。

また、点線の枠内ですが、この後、教育委員の皆様から依頼いただいたことがありましたら、それについての報告や協議を予定しております。

その後ですが、項目3、教育委員会6月定例会では、協議の継続を考えております。引き続き、教育委員の皆様からいただいた依頼等についての報告や協議、そして理事・教育部長からもあったように、子供たちにとってより良い学期制は何かというところを協議していきます。また、5月の継続となった場合ですが、必要に応じて、市PTA連絡協議会の代表と校長会代表等との懇談を設けたいと思っています。

項目5にありますように、目安ですが、8月定例会において協議、議決を考えております。その後、項目6の報告先として、市議会、学校、保護者及び学校運営協議会や学校評議員への報告を考えております。

説明は以上です。

(質疑)

吉田委員…先ほど、資料や情報がどのようなものが必要かということでしたが、5月の教育委員会定例会に表記されている、陳情に関して理由として記載されたものに関する検証をするということは必要であると思いますが、陳情書をまず資料としていただきたいと前回申し上げて、いただいて読んでみましたが、意味が読み取れないところが多くあるように感じていて、しっかり読み込まないと何について答えたら良いか分かりづらいつ感じましたので、5月の定例会のときに用意していただく資料として何が必要か確認したほうが良いのではないかと思います。事務局ではどのようなものを用意する予定なのか、案はあるのでしょうか。

指導・相談担当課長…定期テストに関する事など、それぞれの項目に対してどうなのかということ、陳情書の中には、ざっくりですが、大きく6点ほどの主張があり、それぞれについて、根拠となる資料など、あくまでも、厚生文教常任委員会の議事録を基に事務局が読み取った、陳情に対する根拠資料を準備させていただこうと考えております。

吉田委員…事務局で用意してくださるのは、この陳情そのものに対する答えというよりは、議会のほうで、この陳情を受けて3学期制に戻す陳情を採択した理由について答えるものになるのでしょうか。陳情書から6点というと、どれになるの

でしょうか。陳情書ではなく、議会の議事録の中から出てきたものでしょうか。

指導・相談担当課長…あくまでも陳情書の中になります。例えば、1番上の授業時数についてですか、定期テストについて、教職員の負担についてといった項目についての現状や根拠資料というように捉えています。

栢沼教育長…陳情に関する事務局からの提示資料としては、陳情の中身の項目を精査したうえで、それについての資料ということでしょうか。

指導・相談担当課長…はい。

吉田委員…3学期制から2学期制にしたけれども、授業時数の増加が図られていないということに関してということですが、戻したら図られるかといった証明はないわけですよ。より増やそうとして行ったが、増やすことが難しかったということであれば、その前の状態に戻したら、もっと難しくなるのではないかという議論になるのではないかと思います。そのため、意味がよく分からないと思って読んでいましたが、真ん中あたりに、試験回数が減れば、教職員の負担が減るかと言えば、そのようなことはなく、教職員の負担になっていることを理解すべきとあり、この負担を克服するために続きますが、この負担というのは教職員の負担ですよ。これを克服するために児童生徒が塾に通うということなのでしょうか。どういうことを言いたいのでしょうか。

教育指導課長…教職員だけではなく、テストの回数が減ることで、生徒自身に対しても負担がかかっている、つまり、試験期間が長くなることで、テスト範囲が広くなるといった負担が含まれているというように事務局では読み取っています。それによって民間の教育機関に通っているというような理論付けを陳情者はされると判断しております。

吉田委員…そのように深く読めば、ということですね。2学期制の学校と3学期制の学校との地域で、どちらの方が塾に通っているのかといった、地域性もありますし、そこが結びつくのか疑問に思います。データを出しても意味がないようにも思います。どちらに組するためにデータを集めるということではなく、どちらが良いか比べるためのデータというのは、ポイントを絞ったらどのようなべきかというのを考えるのに、なかなか困難であると思いました。

指導・相談担当課長…困難なものもたくさんあります。論理的に考えるのが難しそうな項目については、事務局での解説、この陳情をこのように読み取ったという補足ですとか、陳情についても学期制に関する懇談会の中で意見交換されていますので、陳情に対しては、まとめの中でこのように位置付けられたといった、橋渡しの検証資料や補足資料を準備しようと考えております。

栢沼教育長…陳情に関わって、厚生文教常任委員会での各議員からの御意見等も加味した資料とするのでしょうか。

指導・相談担当課長…今一度、厚生文教常任委員会の議事録等を精査しようと考えていますが、現状は、陳情項目について一つ一つつめた形跡はございません。そのため、それを

する必要があるのかと思っています。どちらかという、陳情を受けて、3学期制に戻したほうが良いのではないかという意見や、他市ではどのようなになっているのかといった議論が厚生文教常任委員会の中でされてきていますので、まずは、この陳情に対して一つ一つ向き合ってみることも大切ではないかというところを、今まで委員からも御意見をいただいていることもあり、考えているところです。

吉田委員…この陳情に答えれば良いということですよ。この陳情の中には、感覚的なことも書いてありますので、アンケートの中から、もう少し広い目を見たときに、これについては、こう感じている人もいるといったことも分かってきたということで、データもそろってきているということですね。

(その他質疑・意見等なし)

(12) その他 平成 30 年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について

(教育総務課)

教育総務課長…それでは私から御説明いたします。

お手元の資料3でございますが、昨年の10月の定例会から毎月提出させていただいておりますが、定例会での提出は、今回で最後とさせていただきたいと存じます。

ここに記載している内容につきましては、今後、事務局で再確認をした上で、皆様にも御確認をいただき、本年度の点検評価実施後に作成する報告書に掲載する予定です。

本日は、この資料3の内容そのものよりも、平成31年度、5月以降は令和元年度となりますが、今年度の点検・評価ヒアリングの進め方について、少し御相談させていただきたいと存じます。

まず、点検評価の対象事業数につきましては、前年同様とし、教育委員の皆様へのアンケートにより、決定したいと思います。

昨年同様に、5月末までの予定で全市的に事務事業評価を行いますので、この評価表に準じた評価表を各委員に6月初旬に送付いたしますので、その中から対象事業を選択していただくよう考えております。

なお、昨年の事務事業評価表では、今後の方向性について「見直し・改善」といっても方向性として「拡大の方向なのか縮小の方向なのか」分かりづらいという御意見等いただいておりますので、基本的に全市的に用いている様式ですが、その辺の改良をしたものとしたと考えています。

スケジュール的には、御意見を翌年度予算に反映するためにも、8月の定例会で議決をいただくように逆算して設定したいと考えております。

昨年は、7月から8月にヒアリングを2回実施しましたが、今年度は、11科目に及ぶ教科書採択があるため、定例会の他に臨時会の開催も必要であり、皆様のスケジュール調整が非常に困難な状況になっております。

7月定例会の調整のためいただいていた日程では、定例会の日以外に皆様の予定が合う日程がございませんでした。このため、定例会以降の日程について再度のスケジュール調整の御依頼を差し上げておりますが、点検評価や総合教育会議の日程を含め、もう少し幅を広げてスケジュール調整の御協力をお願いすることとなると思いますので、よろしく申し上げます。具体的には、お休みの日の御予定も伺うといったことを考えております。

こうした中で、点検評価のヒアリングを1日だけでできないかとか、定例会や臨時会の前に点検評価の時間を設けて短時間で実施する方法など、様々な方法を現在検討中ですが、まずは、スケジュール調整への御協力をよろしく申し上げます。

平成27年当時に、同様に教科書採択があり、日程が取れずに点検評価の報告書の作成が大幅にずれこんだことがありましたので、そういったことにならないようにしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。私からは以上です。

(質疑・意見等なし)

栢沼教育長…その他、「平成30年度下半期寄付採納状況について」及び「平成30年度下半期教育委員会職員の公務・通勤災害の状況について」資料を配布いたしましたので、後ほど御覧ください。

それでは、先ほど非公開とすることにいたしました案件以外の議題は終了いたしましたので、非公開とすることにいたしました案件を議題といたします。非公開とする前に、委員、又は事務局からその他何かありますか。

(特になし)

栢沼教育長…ないようですので、非公開といたします。関係者以外の方は御退席ください。

(関係者以外退席)

(13) 報告事項(3) 不登校重大事態発生に伴う諮問について【非公開】

(教育総務課)

教育指導課長…それでは、御説明申し上げます。

不登校重大事態発生に伴い、小田原市いじめ防止対策調査会に本件の調査等について諮問することといたしましたので、御報告するものです。

資料6を御覧ください。調査会への諮問書でございます。教育長委任事務として、明日になりますが平成31年4月24日付けで教育長から会長に諮問する予定です。

今後は、調査会委員の皆様による事実関係の確認等が行われることとなります。

なお、調査会での調査継続中の事案につきましては、本件を含めて2件となります。

以上で、報告事項(3)「不登校重大事態発生に伴う諮問について」の説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

10 教育長閉会宣言

令和元年5月21日

教 育 長

署名委員（吉田委員）

署名委員（森本委員）